

# 一般廃棄物処理業許可証

指令幸環発第 8 号

住所 久喜市久喜東三丁目7番10号

氏名 株式会社セントラル・アメニティ

代表取締役 三石力也

令和6年2月9日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により下記のとおり許可します。

令和6年4月1日

幸手市長 木村純夫



記

営業所の所在地及び名称	幸手市北2丁目18番1号 株式会社セントラル・アメニティ幸手支店	
事業の範囲	取扱廃棄物の種類	ごみ
	収集、運搬及び搬入	収集運搬
許可期間	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	
許可条件	裏面のとおり	

## 《一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可条件》

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則並びに幸手市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同条例施行規則に従うこと。
- 2 収集運搬の対象とする一般廃棄物は、次のとおりとする。
  - (1) 事業系一般廃棄物
  - (2) 家庭系一般廃棄物のうち排出者がごみ集積所に排出できず、かつ、排出者がごみ処理施設に直接搬入できないもの（排出者から委任を受けた場合に限る。）
- 3 不燃ごみ、資源物及び粗大ごみの搬入先は幸手市ひばりヶ丘桜泉園（以下「桜泉園」という。）とし、可燃ごみの搬入先は杉戸町環境センターとする。これらの施設以外に運搬するときは、桜泉園に連絡すること。
- 4 営業の区域は、幸手市全域とする。
- 5 搬入時間は、次のとおりとする。
  - (1) 桜泉園  
平日 9時00分～16時00分（12時～13時を除く。）  
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休業日（12月29日から1月3日まで）は搬入不可
  - (2) 杉戸町環境センター  
平日 9時00分～16時00分（12時～13時を除く）  
土曜日 9時00分～12時00分  
日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休業日（12月31日から1月3日まで）は搬入不可
- 6 収集車は、登録済の車両とし、車体に規定の表示をすること。杉戸町環境センターに幸手市のごみを搬入するときは、幸手市の車体表示のまま搬入すること。
- 7 収集、運搬及び搬入の際、悪臭を生じさせたり、ごみ等が飛散しないよう常に注意するとともに、多量に搬入する場合は、事前に桜泉園に連絡すること。
- 8 産業廃棄物、危険物及び幸手市以外のごみは、絶対に搬入しないこと。なお、事業系一般廃棄物の可燃ごみについては、飲食店又は会社などの事業所から出る厨芥類、紙くず、茶殻等の雑ごみに限る。
- 9 処理手数料は、条例規定手数料を搬入時に納入すること。ただし、可燃ごみについては、市指定ごみ袋によって事前に徴収するので、市指定ごみ袋を使用して搬入すること。
- 10 利用者及び幸手市・杉戸町に迷惑のかかるような行為は、絶対にしないこと。
- 11 ごみ収集運搬業務実績報告書に1箇月分の実績を記載して、翌月の10日までに桜泉園に提出すること（実績がない場合は、「実績なし」と記入して提出すること。）
- 12 許可事項に変更が生じた場合は、許可事項変更届を桜泉園に提出すること。
- 13 業務を休止し、又は廃止したときは、業務廃止（休止）届を桜泉園に提出すること。
- 14 許可証の更新は、期限10日前までに必要書類を添付し、申請すること。また、許可期限の際に満了許可の更新を受けることができなかつたこと等を理由として、公用収用に準ずる考えを導入して法律上の保証を請求することはできない。

様式第3号（第6条第1項関係）

杉戸町指令第幸運8号

許 可 証

住 所 埼玉県久喜市久喜東三丁目7番10号  
氏 名 株式会社セントラル・アメニティ  
代表取締役 三石力也

令和6年2月9日に申請のあった一般廃棄物処理業については杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	埼玉県幸手市北2-18-1 株式会社セントラル・アメニティ幸手支店
取扱廃棄物の種別	事業系一般廃棄物（可燃ごみ）
収集運搬及び処分の別	運搬（荷卸しに限る）
営業の区域	幸手市内
処 理 料 金	幸手市に支払うものとする
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
条 件	裏面許可条件の通り

令和6年 2月26日

杉戸町長 窪田裕之



## 許可条件

- 1 業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則並びに杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則等の規定を守り、かつ、環境衛生上支障を生じないように留意し、必要な措置を講じること。
- 2 業務に使用する車両は、事前に届け出を行い、車体に規定の表示をすること。
- 3 一般廃棄物処理業許可申請事項のうち変更のあった場合は、速やかに届け出ること。
- 4 許可条件等に違反したときは、許可を取消すこともある。
- 5 許可証の有効期間満了又は営業の許可を取消されたるときには、その日から7日以内に許可証を返納しなければならない。
- 6 取扱い種目は「幸手市内」より発生する一般廃棄物（可燃ごみ）とし、産業廃棄物は除くこと。  
ただし、受け入れ対象品目は下記のとおりとする。  
商店、飲食店、会社などの事業所から出るもので厨芥類、紙くず、茶殻等の雑ごみ
- 7 許可の内容は、杉戸町環境センターまでの運搬（荷卸しに限る）とする。
- 8 処理手数料については、幸手市に支払うものとする。
- 9 搬入体制  
月曜日から金曜日  
搬入時間 午前9時から12時  
午後1時から 4時  
土曜日の搬入については別途協議する。
- 10 以上により定めなきことは別に協議する。